

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年9月3日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
農業試験場	平成31年4月15日
中讃農業改良普及センター	平成31年4月19日
西部家畜保健衛生所	〃
農業大学校	平成31年4月26日
農業生産流通課	令和元年6月18日
畜産課	令和元年6月25日
中讃土地改良事務所	令和元年6月27日
西讃土地改良事務所	〃
農政課（組合検査指導室）	令和元年7月5日
水産課（海区漁業調整委員会事務局）	〃
農業経営課	〃
土地改良課	令和元年7月9日
農村整備課	〃
東讃農業改良普及センター	令和元年8月9日
西讃農業改良普及センター	〃
畜産試験場	〃
東部家畜保健衛生所	〃
東讃土地改良事務所	〃
水産試験場（赤潮研究所）	〃

- 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

土地賃貸借契約に基づく財産貸付の手続きが行われておらず、貸付料の収入調定もできてい

なかつた。 (農業試験場)

イ 支出について

(ア) 超過勤務手当について、支給漏れがあった。また、超過勤務等命令簿に所属長の押印漏れがあった。 (農業試験場)

(イ) 県内出張の旅費を計算する際、有料道路利用区間を誤り、旅費が過大に支給されていた。
(農業試験場)

(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、支給額が過大になっているものがあった。 (農村整備課)

ウ 契約について

清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかつた。 (農業大学校)

(3) 検討指示事項

該当事項なし